

平30福情答申第8号

平成31年1月16日

福岡市住宅供給公社理事長 馬場 隆 様

(福岡市住宅供給公社総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成30年6月21日付け福市住公第157号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成23年6月27日付け福市住公第194号に記載された「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます。」という一文の根拠書面」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「平成23年6月27日付け福市住公第194号に記載された「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます。」という一文の根拠書面」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」又は「公社」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）については、これを取り消し、別紙に記載する公文書を対象文書として、新たに公開決定等を行うことが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成30年4月16日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成30年4月9日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成30年4月16日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成30年6月11日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書、陳述意見書及び平成30年11月7日の

当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

- (1) 平成23年6月27日付け福市住公第194号（以下「福市住公第194号」という。）の（1）分譲時の状況 敷地4面の（東西南北）外構状況（回答）の項には、「当住宅につきましては・・・現存する分譲時の冊子の注釈には「道路に面した玄関、・・・擁壁・・・設置しますが、・・・入居者の負担工事となっております。」となっていることから、・・・東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます。北側擁壁については・・・1メートル以内の土羽を施工しております」と記載されている。
- (2) 冊子の注釈に記載の本件住宅の道路に面した箇所とは南側に相当する箇所であり、冊子の注釈には、当該箇所には擁壁を設置する旨記載されている。冊子の注釈の「当該箇所には擁壁を設置する」と結語の「・・・南側は土羽の高さ1メートル以内で販売した」旨の説明は矛盾している。
- (3) 一方、公社は、敷地外構に関わる図面として、造成段階の「造成計画平面図」、申請時の「計画通知書」に添付の「配置図」及び完了時の「道路台帳図」を保有しており、福市住公第194号の（1）分譲時の状況の「回答」の結語「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます。北側擁壁については、公社が3段の間知石ブロック積みを行い、1メートル以内の土羽を施工」の説明内容は、「造成計画平面図」の記号と合致している。
- (4) 福市住公第194号の（1）分譲時の状況「回答」の結語は「造成計画平面図」を基に記載したと考えるのが妥当であり、福市住公第194号の根拠書面を保有していないとの理由は不当である。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年9月5日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

審査請求人より請求があった、本件対象文書に相当する文書は、「造成工事設計図書、施工図、竣工図」である。

(3) 本件決定を行うに至った理由

当該分譲地については、宅地造成など工事に関する図書の保存期間(10年間)が経過し廃棄処分され、公社に残っておらず、福岡市の照会に対し事実がどうであったか判明しない状況であったため、現存する造成計画平面図や現地の状況から公社としての見解を示したものであり、審査請求人が主張する根拠書面は存在しないことから、本件決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書及びその存否について

本件公文書公開請求書の対象文書の記載から判断するに、本件対象文書は、実施機関が福市住公第194号で福岡市住宅都市局指導部建築指導課長に示した「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます」という見解(以下「本件見解」という。)の根拠となった現存する一切の公文書がこれに当たると解される。

これに対し、実施機関は、本件対象文書に相当する文書は、「造成工事設計図書、施工図、竣工図」であるとした上で、これらの文書は廃棄したと主張する一方、本件見解については、「造成計画平面図や現地の状況から公社としての見解を示したもの」であるとも述べている。

そこで、当審査会から実施機関に対し、本件見解の根拠となった公文書であって、現在も実施機関が保有するものについて改めて確認したところ、別紙記載の公文書を保有しているとのことであった。

よって、当審査会としては、実施機関が、別紙記載の公文書を本件見解の根拠と認める以上、これらの公文書を本件対象文書とすることが妥当と判断する。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、福市住公第194号が引用する、別紙記載の「分譲住宅のごあん

ない」の注釈の記載内容は本件見解と矛盾するとし、本件見解は、造成計画平面図を基に記載したと考えるのが妥当である旨主張する。

しかしながら、福市住公第194号を見分する限り、「分譲住宅のごあんない」の注釈の記載内容が本件見解の根拠として引用されていることは明らかであるから、仮に、これを本件見解の根拠であると考えた当時の公社の判断に誤りがあったとしても、本件対象文書の特定に関する当審査会の上記1の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年6月21日	諮問
平成30年7月25日	実施機関の弁明意見書を収受
平成30年8月15日	審査請求人の反論意見書を収受
平成30年9月5日（第2部会）	実施機関から意見聴取，審議
平成30年11月7日（第2部会）	審査請求人から意見聴取，審議
平成30年12月19日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，大脇成昭，北坂尚洋，勢一智子，山下亜紀子

別紙

- 1 造成計画平面図
- 2 弁明意見書（平成30年7月25日付け福市住公第181号）中「4 処分庁は本件非公開決定処分を行うに至った理由」に記載の「現地の状況」を示す文書として以下の文書
 - ① 平成19年9月25日の現地調査写真
 - ② 平成20年6月11日の現地調査写真
 - ③ 平成20年6月27日の現地調査写真
 - ④ 平成18年10月5日受付第816号文書「ブロック施工時期（入居時期）の状況に関して」
- 3 福市住公第194号で引用する「分譲住宅のごあんない」（福岡市住宅供給公社発行）